

小牧市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第18号

小牧市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則

小牧市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年小牧市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公務上の」を削り、同項第4号を削り、同条第2項ただし書中「3日間」を「一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員若しくは1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 10日
- (2) 1週間の勤務日が4日とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。）又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が169日以上216日以下であるもの 7日
- (3) 1週間の勤務日が3日とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上168日以下であるもの 5日
- (4) 1週間の勤務日が2日とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が73日以上120日以下であるもの 3日
- (5) 1週間の勤務日が1日とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上72日以下であるもの 1日

第14条第1項第10号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上勤務継続しているもの」を削り、同項第16号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「世話をを行う」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。